

8月から保険証が変わります

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

問合せ先 市民課 保険年金係
後期高齢者医療広域連合

☎⑤ 1 1 4 8

☎059-221-6883・6884

保険証について

7月中旬に、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の対象者のかたに、新しい保険証(被保険者証)が送付されます。お手元に届きましたら、内容をご確認ください。
ここでは、保険証と保険料、健康診査の概要についてお知らせします。

8月1日から保険証(被保険者証)が変わります。
7月下旬ごろに後期高齢者医療広域連合から配達記録郵便で送付します。

新しい保険証(薄い緑色)には、平成19年中の所得などを基礎として算定された自己負担割合(1割または3割)が記入されています。
現在、ご使用いただいている保険証(薄いエンジ色)は、有効期限が7月31日までとなっています。

8月から必ず新しい保険証で診療を受けてください。
※世帯全員が住民税非課税である場合、入院されたときなどに自己負担額が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられません。

保険料について

該当すると思われるかたは、市民課保険年金係に申し出てください。

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を算定し、賦課を行います。
保険料額および納付方法の通知は、決定次第、市役所から送付します。

保険料の算定方法

保険料は、被保険者全員に負担していただく「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額です。

均等割額と所得割率は、原則県内均一で、後期高齢者医療広域連合において2年ごとに算定します。(表1参照)

表1 年間の保険料額

均等割額	所得割額
36,758円	$\left(\frac{\text{平成19年中の総所得金額} - \text{基礎控除額}(33万円)}{\text{所得割率}} \right) \times 6.79\%$

※平成20年度・21年度の保険料率(原則県内均一)
被保険者均等割額…36,758円 所得割率…6.79%

保険料の軽減措置

■所得の低い世帯のかた
被保険者、同一世帯の世帯主および同一世帯に属するほかの被保険者の所得の合算額の状態により、均等割額の軽減措置があります。該当するかたには、軽減措置を行った後の保険料額を通知します。

■後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険(※)の被扶養者であったかた
後期高齢者医療制度に加入したときから2年間にわたり、均等割額が5割軽減され、所得割はかかりません。

さらに、平成20年度は時限措置として、4月から9月までの保険料は無料となり、10月から平成21年3月までの保険料は、均等割額が9割軽減された額となります。
該当するかたには、軽減措置を行った後の保険料額を通知します。

被用者保険の被扶養者であったかたで軽減措置が行われていない場合は、お手数をおかけしますが、市民課保険年金係にお知らせください。

※被用者保険とは、政府管掌健康保険、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、国民健康保険および国民健康保険組合は含まれません。

保険料の減免、徴収猶予

災害に遭われた場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難なかた(おおむね生活保護基準に準じる程度の場合)は、申請を行っていただくことにより、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができます。市民課保険年金係にご相談ください。

表2 特別徴収の徴収月（年6回）

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
4月	6月	8月	10月	12月	2月

表3 特別徴収額の算定方法

$$\begin{array}{|c|} \hline 10月・12月・2月の年金天引き額 \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{平成20年度保険料} \\ \text{(19年中の所得を} \\ \text{基礎)} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{4月・6月・8月の年金} \\ \text{天引き額} \\ \text{(18年中の所得を基礎} \\ \text{とする仮徴収額)} \\ \hline \end{array}$$

表4 普通徴収の納期（年9回）

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

保険料の支払い方法

保険料は、原則として特別徴収（年金からの天引）となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満のかたや、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える

場合などは、納付書や口座振替などで納付していただく普通徴収となります。特別徴収となるかたには保険料額決定通知書と10月以降の年金支給月ごとに天引きさせていただく額を通知します。（表2・表3参照）
普通徴収となるかたには 保険料額決定通知書と納付書を送付します。（表4参照）

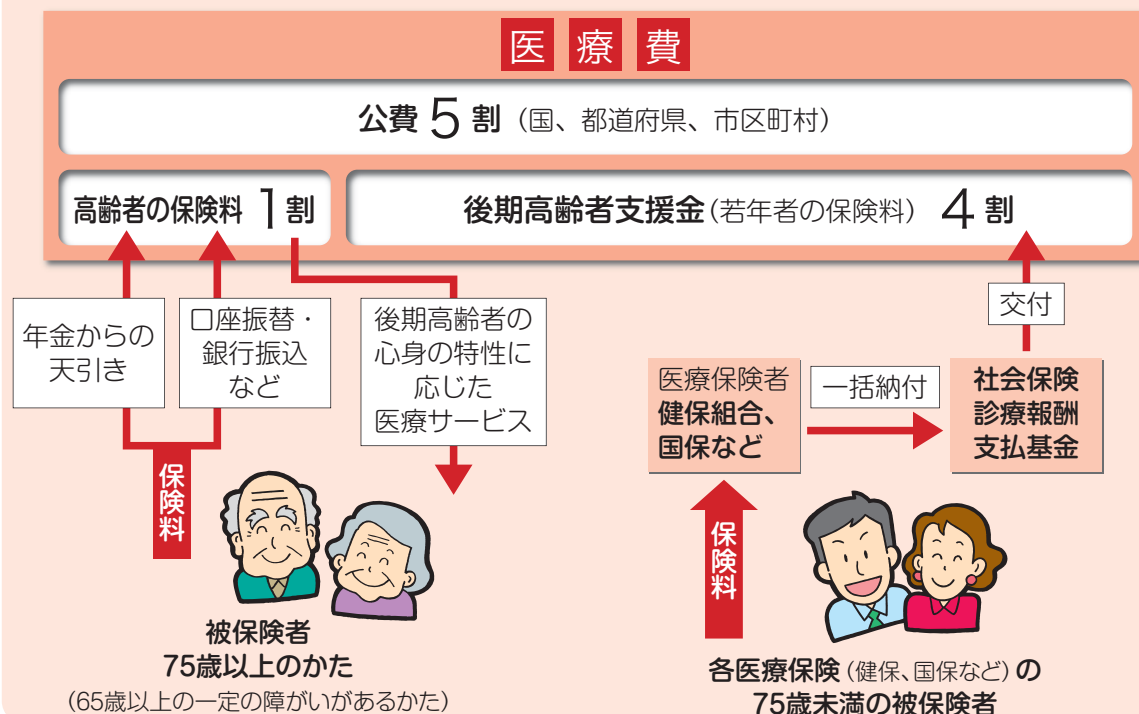
長寿医療健康診査について

※なお、保険料については、国が制度を見直すため、変更となる可能性がありますので、決定次第お知らせします。

8月上旬以降に受診券などを後期高齢者医療広域連合から送付します。
 長寿医療健康診査は、糖尿病など生活習慣病を早期発見することで、健康の保持・増進を図ることが目的です。
 健やかな生活を送るために、ぜひ受診してください。
受診期間 8月から12月末日までの間
受診場所 病院・診療所など
受診方法 8月以降に送付する受診券などをご覧ください。
自己負担額 住民税課税世帯のかた：500円、住民税非課税世帯のかた：200円
 くわしくは、市民課保険年金係か三重県後期高齢者医療広域連合事業課へ問い合わせてください。



後期高齢者医療制度の財源



保険料は、制度を支える大切な財源です。後期高齢者医療制度では、被保険者全員が負担能力に応じ、医療費の1割を保険料で負担します。